

一般社団法人日本臨床試験学会 定款改訂

新旧対照表

新	旧	変更理由
第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床試験学会と称 <u>する。</u> <u>2 この法人は、</u> 英文名 <u>称を、</u> Japan Society of Clinical Trials and Research と <u>いう。</u>	第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床試験学会と称し、英文名では、Japan Society of Clinical Trials and Research と表示する。 <u>Japan Society of Clinical Trials and Research</u> と表示する。	記載整備
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都 <u>新宿区</u> に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	移転のため
第3条 この法人は、 <u>臨床試験・臨床研究（以下、臨床試験）</u> に携わる専門職が一同に会して、専門職全体の知識と技術の向上をはかり、職種の枠を超えた情報交換と研究活動を推進することで、我が国の <u>臨床試験</u> の推進及び質の向上に寄与することを目的とする。	第3条 この法人は、 <u>臨床研究</u> に携わる専門職が一同に会して、専門職全体の知識と技術の向上をはかり、職種の枠を超えた情報交換と研究活動を推進することで、我が国の <u>臨床試験・研究</u> の推進及び質の向上に寄与することを目的とする。	記載整備
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 学術集会の開催 (2) 会誌の発行 (3) 臨床 <u>試験</u> 専門職の認定制度の導入・ <u>審査</u> (4) 生涯教育継続研修会の開催 (5) 国内外の関係学術団体との連絡及び連携 (6) <u>国民に対する臨床試験等医療の発展のために必要な研究活動にかかる情報提供と啓発</u> (7) <u>臨床試験の推進にかかる政策提言</u> (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業	第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 学術集会の開催 (2) 会誌の発行 (3) 臨床研究専門職の認定制度の導入 (4) 生涯教育継続研修会の開催 (5) 国内外の関係学術団体との連携 (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業	事業の見直し・追加

新	旧	変更理由
第5条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人 (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した、<u>大学の学部、修士課程、専門職学位課程、博士課程に在籍する学生であり、かつ、大学等この法人が定める教育機関の在籍を証明できる者</u> <u>なお、上記の基準を満たしても、正規雇用の職についている場合は学生会員として認めない。ただし、休職等の特別な事情があり、理事会の承認を得れば、学生会員と認めることがある。</u> (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を<u>援助</u>する個人及び団体	第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 臨床研究全般に係わる専門職者、教育担当者、メディアその他であって、この法人の事業に賛同して入会した個人 (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した<u>個人</u>で、臨床研究の教育を受け、かつ、大学等この法人が定める教育機関の在籍を証明できる者 (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を<u>賛助</u>するために入会した個人及び団体	会員種別の明確化
<u>2 この法人の社員は、正会員の中から選出する70名以上150名以内の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。</u>		代議員制の導入（新設）
<u>3 代議員は、5年以上継続してこの法人の正会員であり年会費の滞納のない者の中から社員総会において定める細則により、正会員による代議員選挙により選出する。ただし、立候補者が前項に定める最大数に満たない場合は、無投票当選とする。</u>		代議員制の導入（新設）
<u>4 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</u>		代議員制の導入（新設）
<u>5 本条第3項の代議員選挙において、代議員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。</u>		代議員制の導入（新設）

新	旧	変更理由
<u>6 本条第3項の代議員選挙は、2年に1度、1月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わないが、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。</u>		代議員制の導入 （新設）
<u>7 代議員が定員の最小数を欠けた場合は、本条第3項から第5項までの規定に準じて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、選任後、次の代議員選挙終了の時までとする。</u>		代議員制の導入 （新設）
<u>8 代議員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、行使することができる。</u> <u>(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</u> <u>(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</u> <u>(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</u> <u>(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）</u> <u>(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）</u> <u>(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</u> <u>(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</u> <u>(8) 法人法第246条第3項及び第250条第3項並びに第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</u>		代議員制の導入 （新設）

新	旧	変更理由
第6条 <u>この法人に入会しようとする者は、当該年度の会費を添え、所定の入会申込書を提出し、入会の申し込みを行う。</u> 2 <u>入会の承認は、理事会が行い、これをその者に通知する。</u>	第6条 <u>会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める手続に従って、入会の申し込みを行う。</u> 2 <u>入会は、理事会において別に定める基準により、理事会において、その可否を決定し、これをその者に通知する。</u>	手続きの明確化
第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める<u>年会費を納入しなければならない。</u> 2 <u>既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。</u>	第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、<u>会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</u>	既納の会費の取扱の明確化 (追加)
<u>第7条の2 会員は、理事会において別に定める休会届に期間および理由を付して提出することにより、休会することができる。</u> <u>2 理事長は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認し、かつ年単位で会費を免除することができる。また、理事長が認める場合は、その期間を最大2年まで延長することができる</u> <u>3 前項の休会による会費免除期間は、第5条第3項の代議員候補の要件である年会費の継続支払いの期間には含まない。</u>		休会措置の設定 (新設)
第8条 <u>代議員は、理事会において別に定める退社届を提出し、理事会の決議を得ることにより、退社することができる。</u> 2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出<u>することにより、いつでも</u>任意に退会することができる。	第8条 <u>会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受けて、任意に退会することができる。</u>	代議員制度の導入 一般会員の退会手続きの見直し

新	旧	変更理由
第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>理事会で審議の上、社員総会において総社員の3分の2以上にあたる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</u> (1) <u>日本国の法令または本定款その他の規則に違反するなど、この法人の秩序を乱す行為をしたとき</u> (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。 (3) <u>当学会の主催する認定試験において著しい不正行為を行ったとき。</u> (4) その他除名すべき正当な事由があるとき	第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。</u> (1) <u>この定款その他の規則に違反したとき</u> (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき	除名基準の見直し
(会員資格の喪失等) 第10条 前二条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) <u>2年度分の会費の滞納があり、学会からの連絡を受けて1か月以内に支払わない場合</u> (2) 総社員の<u>3分の2以上</u>が同意したとき (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき 2 会員が前項第1号によりその資格を喪失した場合は、資格喪失から1年以内に支払い義務を履行しなかった期間の会費を添えて所定の復会申込書を提出し、理事会の承認を受ければ、その資格の喪失を取り消すことができる。 3 資格喪失後、1年を経過し前項の期間を超えてから再入会を希望する場合は、支払義務を履行しなかった期間の会費を添えて第6条に従い改めて入会手続きを行うものとする。	(会員資格の喪失) 第10条 前二条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) <u>第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき</u> (2) 総社員が同意したとき (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき	会費滞納時の措置の明確化 (追加)

新	旧	変更理由
第 11 条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、<u>未払会費に関する債務は、引き続き残存する。</u> 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。 3 <u>会員資格を認定要件として定めている認定を取得している会員が、前三条の規程によりその資格を喪失したときは、その認定資格も喪失するものとする。</u>	第 11 条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、<u>既発生の義務は、これを免れることはできない。</u> 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び既納の拠出品は、これを返還しない。	記載整備 会員資格喪失時に認定資格も喪失する旨新たに規定
第 12 条 社員総会は、<u>すべての代議員</u>をもって構成する。	第 12 条 社員総会は、<u>社員</u>をもって構成する。	代議員制度の導入
(権 限) 第 12 条の 2 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 会費の金額 (2) 社員及び会員の除名 (3) 理事及び監事の選任及び解任 (4) 理事及び監事の報酬等の額 (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) 事業計画・事業報告 (9) その他法令で定められた事項		社員総会の権限の明確化 (新設)

新	旧	変更理由
第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。尚、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。 2 社員総会は、会場に社員が直接出席する方法のほか、電磁的方法を利用して開催することができる。 3 電磁的方法による開催の場合、社員は次のいずれかの方法により出席することができるものとする。 (1) インターネット等を利用したリアルタイムでの参加。 (2) その他の理事会が適当と認める方法。 4 電磁的方法により出席した社員は、当該社員総会に出席したものとみなす。	第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。尚、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。	学会運営の Dx 化 (追加)
第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、<u>8</u> 週間以内に社員総会を招集しなければならない。 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の <u>1</u> 週間前までに通知を<u>送付</u>しなければならない。	第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、<u>4</u> 週間以内に社員総会を招集しなければならない。 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の <u>2</u> 週間前までに通知を<u>発</u>しなければならない。	法人法に基づく記載 整備 学会運営の Dx 化
第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。 <u>2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときには、社員総会の議長は、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。</u>	第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。	社員総会の安定運用 (追加)
第 16 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とし、<u>書面、電磁的方法又は挙手その他理事長の定める方法により議決権を行使することができる。電磁的方法による議決権行使の詳細については、理事会が別に定める。</u>	第 16 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。	学会運営の Dx 化

新	旧	変更理由
第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 前項の議事録には、議長及び社員総会で選任された議事録署名人 2 名が、<u>これに記名押印若しくは署名又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</u>	第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 前項の議事録には、議長及び社員総会で選任された議事録署名人 2 名が、<u>記名捺印又は署名する。</u>	学会運営の Dx 化 法人法に基づく保存規定
	第 19 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、<u>社員総会において定める社員総会規則による。</u>	本定款に集約 (削除)
第 20 条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>8 名以上 14 名以内</u> <u>第 21 条第 2 項による立候補者、及び理事会が推薦する候補者の中から、第 21 条第 1 項による社員総会において選任された者により構成する。</u> <u>なお、理事会の推薦による理事（以下、「非選挙理事」という）の数は、理事総数の半数未満に抑えるものとし、理事会は性別、年齢、職種等の各種バランスを考慮し推薦するものとする。</u> (2) 監事 1 名以上 2 名以内 2 理事のうち、1 名を理事長とし、副理事長を 1 名、専務理事 1 名を置くことができる。 3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。 4 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を<u>法人法上の業務執行理事とし、その他理事会の決議により追加的に特定の業務に関する業務担当理事を置くことができる。</u>	第 20 条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>3 名以上 10 名以内</u> (2) 監事 1 名以上 2 名以内 2 理事のうち、1 名を理事長とし、副理事長を 1 名、専務理事 1 名を置くことができる。 3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。 4 理事長以外の理事のうち、<u>業務執行を行なう理事として副理事長及び専務理事を置くことができる。</u>	理事の役割拡大を受けた定数見直し 非選挙理事の導入 (追加) 各委員会にそれぞれ担当理事を設置

新	旧	変更理由
第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 <u>代議員は、理事及び監事の候補者になることができる。</u> 3 <u>理事長及び副理事長は、代議員選挙の行われた年の社員総会終了後に行う理事会の決議によって、理事の中から選定するし、その任期は連続4期を超えないものとする。</u>	第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。 3 <u>監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</u>	代議員の権利 役員の新陳代謝を図るため、最大任期を設定 第 23 条に移動 (削除)
第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 <u>理事長及び副理事長</u>は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、理事長を代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。 4 理事長、副理事長、<u>専務理事及び業務担当理事</u>は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の<u>業務執行</u>の状況を理事会に報告する。	第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 <u>理事長</u>は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、理事長を代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。 4 <u>代表理事及び副理事長</u>は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の<u>職務の執行</u>の状況を理事会に報告する。	職務及び権限の明確化
第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 <u>監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</u> 3 <u>監事は、理事会に出席し必要があるときは意見を述べないとならない。また</u>いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	第 21 条から移動 職務及び権限の明確化

新	旧	変更理由
第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないが、<u>連続 4 期を超えることができない。</u> 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないが、<u>連続 2 期を超えることができない。</u>	第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。	役員の新陳代謝を図るため、最大任期を設定
	第 26 条 会長 1 名、次期会長 1 名（以下、「会長等」という。）を別に定めるところにより、社員総会において選任する。 2 会長の職務は、選任された翌年に行なわれる学術集会を主催することとする。 3 次期会長は、会長を補佐する。 4 会長等の任期は、それぞれ 1 年とし、選任された翌年に行なわれる学術集会の終了の日までとする。	移動 (削除)
第 27 条 役員等は無報酬とし、この法人の使用人として報酬を受けることもできない。<u>ただし、業務執行するにあたり必要な経費をこの法人に請求することができる。</u>	第 27 条 役員等は無報酬とし、この法人の使用人として報酬を受けることもできない。ただし、費用を弁済することができる。	対象の明確化
<u>(役員の一部免除)</u> <u>第 28 条の 2 この法人は法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。この法人は、役員が善意であり、かつ重大な過失がない場合に限り、一般法人法第 113 条第 1 項に基づく責任限定契約を締結することができる。この場合、当該契約において限定される損害賠償責任額は、法令で定められた最低責任限度額とする。</u>		役員の一部免除規定の新設

新	旧	変更理由
第 31 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務執行の監督 (3) 理事長、副理事長専務理事及び業務担当理事の選定及び解職 (4) <u>社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定</u> (5) <u>規則の制定、変更及び廃止</u>	第 31 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務執行の監督 (3) <u>理事長、副理事長及び専務理事</u> の選定及び解職	職務の明確化 (追加)

新	旧	変更理由
第 32 条 <u>理事会は、理事長が招集する。</u> 2 <u>理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、副理事長が欠けた時又は副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u> 3 通常理事会と臨時理事会の 2 種とし、理事総数の <u>3 分の 2 以上</u> の出席がなければ開会することができない。 4 <u>理事会は、理事長の決定により、インターネット等を利用したリアルタイムの方法により開催することができる。</u> 5 <u>通常理事会は、毎年 2 回以上開催し、委任状による出席も代理出席も認めない。</u> 6 臨時理事会は、次にあげる場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。 (3) <u>監事から、一般法人法第 101 条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。</u> (4) <u>前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。</u> 6 <u>臨時理事会は、開催が必要とされた提案につき、書面又は電磁的記録により意思表示をすることを可能とする。</u>	第 32 条 理事会は、<u>通常理事会と臨時理事会の 2 種とし、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。</u>尚、理事会は委任状による出席も書面表決も代理出席も認めない。 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。 3 臨時理事会は、次にあげる場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。	理事会開催手順の明確化 学会運営の Dx 化 (追加)
	第 33 条 理事会は、理事長が招集する。 2 <u>理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u>	前条に集約 (削除)
第 34 条 理事会の議長は、<u>当該理事会を招集した者とする。</u>	第 34 条 理事会の議長は、<u>理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。</u>	運営手順の見直し 第 32 条に集約

新	旧	変更理由
第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 <u>2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</u>	運営手順の見直し (2 削除)
第 36 条 理事会の議事については、 <u>開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の法人法施行規則第 15 条各項に定める事項を記載又は記録した</u> 議事録を作成する。 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に <u>署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</u>	第 36 条 理事会の議事については、 <u>法令の定めるところにより、議事録を作成する。</u> 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に <u>記名捺印又は署名する。</u>	運営手順の見直し 学会運営の Dx 化
第 38 条 <u>この法人は、会員の研究発表等のため、年次学術集会を毎年 1 回開催する。</u> 2 学術集会は、定時社員総会時に開催する。 3 学術集会における研究発表の筆頭者は、会員に限る。 4 学術集会の運営に関して必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て別に定める。	第 38 条 学術集会は、定時社員総会時に開催する。 2 学術集会における研究発表の筆頭者は、会員に限る。 3 学術集会の運営に関して必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て別に定める。	明確化
<u>(年次学術集会主宰会長の選任等)</u> <u>第 38 条の 2 会長 1 名、次期会長 1 名（以下、「会長等」という。）を、代議員の中から社員総会において選任する。</u> <u>2 会長の職務は、選任された翌年に行なわれる学術集会を主催することとする。</u> <u>3 次期会長は、会長を補佐する。</u> <u>4 会長等の任期は、それぞれ 1 年とし、選任された翌年に行なわれる学術集会の終了の日までとする。</u> <u>5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事長がその職務を代行する。</u> <u>6 会長は、必要に応じて、理事会に出席し、準備状況等を報告しなければならない。</u>		第 26 条から移動 (新設)

新	旧	変更理由
第 40 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て委員会を設け、 <u>それぞれの委員会を担当する業務担当理事を置くことができる。</u>	第 40 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。	各委員会にそれぞれ担当理事を設置
第 41 条 この法人は、臨床 <u>試験</u> に関する研究成果公開のため機関誌を <u>公に刊行</u> する。	第 41 条 この法人は、臨床 <u>研究</u> に関する研究成果公開のため機関誌を <u>発行</u> する。	記載整備
第 42 条 機関誌の編集および刊行のために、編集委員会を設ける。	第 42 条 機関誌の編集発行のために、編集委員会を設ける。 <u>2 編集委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。</u>	第 40 条第 3 項に集約 (2 削除)
<u>(基本財産)</u> 第 42 条の 2 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、当法人の基本財産とする。 <u>2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</u>		定義・取扱いの明確化 (新設)
第 44 条 この法人の <u>事業計画書</u> 及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	第 44 条 この法人の <u>事業計画</u> 及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	記載整備

新	旧	変更理由
第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け<u>た上で理事会の承認を得</u>なければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 <u>前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、承認を得なければならない。</u> 3 <u>第1項</u>の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事名簿	第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。</u> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事名簿	手続きの明確化
第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行<u>わない。</u>	第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行う<u>ことができない。</u>	記載整備
第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に<u>寄贈</u>する。	第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に<u>贈与</u>するものとする。	記載整備

新	旧	変更理由
第 12 章 <u>電磁的記録および</u>公告の方法 <u>(電磁的議事録の作成、保存および備置)</u> <u>第 49 条の 2 この法人は、理事会、社員総会およびその他の重要な会議の議事録、事業報告書、計算書類、議事録その他法令で作成・保存を義務付けられた文書を電子媒体による作成（電子署名またはタイムスタンプを用い、真正性を確保したもの）作成し、法令に基づき保存および備置することができる。ただし、社員名簿と、理事会において電磁的な備え置きをしないと決めた文書については電磁的な方法により備置きはしないこととする。</u> <u>2 この法人は、議事録の保存および備置については、電子媒体により保存および備置する方法（保存したデータが容易に閲覧可能であり、必要に応じて速やかに出力できる状態を確保したもの）により行うことができる。</u> <u>3 電子媒体により議事録を備置する場合は、以下の条件を満たすものとする。</u> <u>(1) 備置する議事録が、法人の事務所内またはオンラインアクセス可能なシステム上で、閲覧可能な状態に維持されていること。</u> <u>(2) 関係者が必要に応じて速やかに閲覧または出力できる体制を整えること。</u> <u>(3) 法令に定める保存期間中、データの消失や改ざんを防ぐ適切な措置（定期的なバックアップおよびアクセス権限の管理）を講じること。</u> <u>4 議事録の電子保存および備置に関する具体的な手続きは、別途理事会が定める。</u> <u>5 本条に基づき保存および備置された議事録は、紙媒体によるものと同等の効力を有する。</u>	第 12 章 公告の方法	学会運営の Dx 化 (新設)

新	旧	変更理由
第 50 条 この法人の公告は、<u>次のいずれかの</u>方法によるものとする。 (1) <u>官報への掲載</u> (2) <u>当法人のウェブサイトへの掲載</u> 2 <u>前項第(2)号に基づきウェブサイト</u>に公告を掲載する場合、次の条件を満たすものとする。 (1) <u>掲載内容が容易に閲覧可能であり、必要に応じて印刷または保存できる状態であること。</u> (2) <u>掲載期間中、内容が改ざんされていないことを確保する措置を講じること。</u> (3) <u>ウェブサイトの障害その他やむを得ない事情により閲覧できない場合には、官報その他適切な方法で公告を行うこと。</u> 3 <u>法令で公告の方法について特段の定めがある場合は、その定めに従うものとする。</u> 4 <u>公告に関する具体的な手続きおよび運用については、理事会において別途定める。</u>	第 50 条 この法人の公告は、<u>官報に掲載する</u>方法により行なう。	学会運営の Dx 化 (追加)
<u>附則 5</u> 1. <u>この定款変更は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。</u> 2. <u>本変更が社員総会において議決された事業年度については、第 5 条第 6 項の規定に寄らず、同第 3 項により速やかに代議員の選定を行うものとし、その任期は、令和 9 年 1 月に実施する代議員選挙の終了のときまでとする。</u>		定款改訂後に速やかに代議員制を導入 (追加)